

# 下田市遺体措置計画

## (遺体措置マニュアル)

### 遺体取扱上の注意事項

#### 1 遺体への尊厳

- (1) 遺体を取り扱うにあたっては、あらゆる局面において、尊厳の対象であることに留意し常に礼が失われる事のないように、細心の注意を払うとともに、遺族などに十分配慮し、丁寧かつ適切に対応すること。
- (2) 外国人遺体については、文化・宗教・習慣の違いを十分配慮し、適切に対応すること。
- (3) 遺体安置について、責任及び使命感を持って対応すること。

#### 2 安全確保

遺体には体液や血液が付着するなど、感染症などにかかる可能性も考えられることから、安全衛生に十分配慮し、遺体を素手で扱うことのないようにするなどの必要な防護策を講じ、遺体を取り扱うこと。

#### 3 情報の保秘

すべてにおいて公平な取り扱いを基本原則とするとともに、業務を通じて知り得た故人及び遺族等の情報については、守秘義務を厳守すること。

#### 4 関係機関との連携

遺体措置については、関係機関と緊密に連携して実施すること。

平成30年3月

下 田 市

## 目 次

1	遺体措置計画策定の趣旨・目的	1
2	遺体安置の基本的な考え方	1
3	遺体収容所（安置所）	1
4	遺体の捜索及び措置の期間	1
5	遺体措置に係る組織体制と関係機関	2
(1)	遺体措置体制図	2
(2)	本部遺体措置担当	2
(3)	現地遺体措置担当	3
(4)	関係機関等連絡先	3
6	遺体措置の流れ	4
(1)	フロー図	4
(2)	フローの説明	5
7	その他注意事項	9
(1)	遺体への尊厳について	9
(2)	感染予防・衛生管理について	9
(3)	遺体の搬送について	9
(4)	遺体収容所（安置所）の運営について	9
(5)	遺体の保存、安置、納棺について	10
(6)	遺族への対応について	10
(7)	死者数の公表について	10
(8)	遺体の区分について	10
8	遺体措置に必要な資機材	11
(1)	全般的に必要なとなるもの	11
(2)	遺体の搬送・受け入れに関するもの	11
(3)	遺体の処置・一時保管に関するもの	11
(4)	簡易祭壇に関するもの	11
9	遺体収容所（安置所）のレイアウト	12
<hr/>		
様式1	遺体安置状況票	14
様式2	遺体個票兼遺体収容票	15
様式2－2	検視及び身元確認状況メモ	16
様式3	遺体及び所持金引取り書	17

## 1 遺体措置計画策定の趣旨・目的

この計画は、大規模災害発生時等に多数の死者が発生することを想定し、災害救助法及び災害対策基本法に基づいて行う遺体措置の実施に関し、必要な事項を予め定めるものである。

大規模災害時等に備え、関係機関と調整の上、遺体の措置を行う組織を予め編成し、遺体収容所（安置所）（以下、仮設等を含む）の選定、検視等・検案、遺体処置（洗浄、縫合、消毒等）、必要な資機材の調達等の遺体措置業務を支障なく実施することを目的とする。

## 2 遺体安置の基本的な考え方

遺体の措置は、大規模災害等により、行方不明になりすでに死亡していると推定されるものの捜索及び災害等により遺族等が混乱期のため、死体識別等のために遺体の措置（遺体の発見から埋葬に移る過程に実施する処置）及び埋葬ができない者に対して、死体の捜索、処置に支障のないよう措置するものとする。

## 3 遺体収容所（安置所）

遺体収容所（安置所）については次の場所とする。ただし、遺体収容所（安置所）の被災状況及び、遺体の数が想定以上となった場合等、やむを得ず指定した収容所（安置所）への収容が困難と思われるときは、当該地域内において安全が確認された公共施設等を遺体収容所（安置所）とする。

名称	所在地	電話番号
(株)栄協 博愛葬儀社 第二・三会館	下田市西本郷	0558-22-2012（博愛社本店）
	2丁目23番地の1	0558-23-2366（(株)栄協本部）
(株)たかはし セレモニーホール鶴寿	下田市大賀茂1237番地	0558-22-0198（(株)たかはし本社）
		0558-25-4701（セレモニーホール鶴寿）

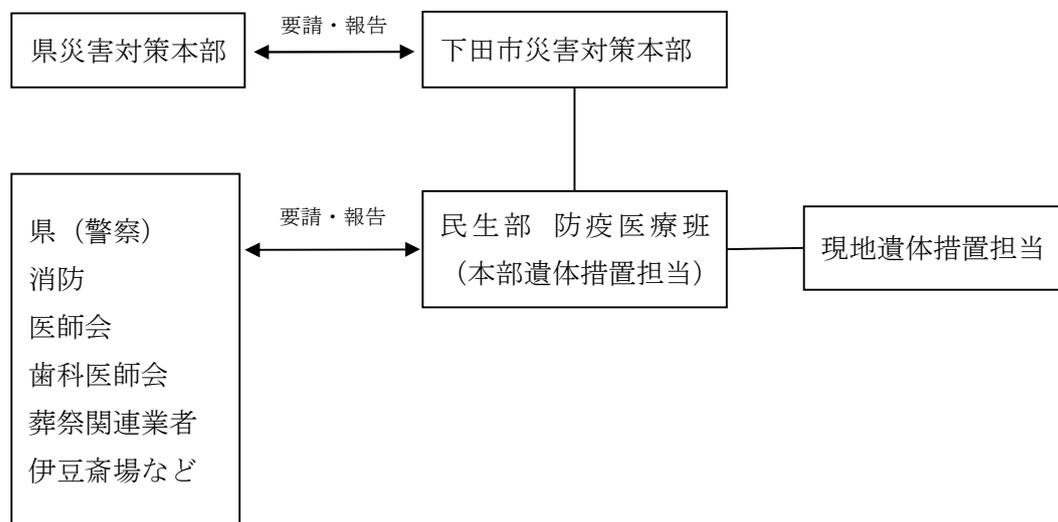
## 4 遺体の捜索及び措置の期間

原則として災害発生の日から10日間とする。ただし、11日目以降も遺体の捜索及び措置の必要がある場合は、次の内容を知事に申請する。

- ・ 延長する期間
- ・ 期間の延長を必要とする地域
- ・ 期間を延長する理由
- ・ その他（期間の延長により、取り扱われる遺体の数など）

## 5 遺体措置に係る組織体制と関係機関

### (1) 遺体措置体制図



### (2) 本部遺体措置担当

所属・職名	事務分掌
民生部 防疫医療班長 (健康づくり係長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺体措置の総括に関する事</li> </ul>
副班長 (市民係長) 班 員 (市民係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地遺体担当と災害対策本部との連絡調整に関する事</li> <li>・ 検案医師や身元確認をする歯科医師の確保に関する事</li> <li>・ 関係機関への要請及び連絡調整に関する事</li> <li>・ 遺体の捜索に関する事</li> <li>・ 遺体収容所との調整、要員の確保に関する事</li> <li>・ 遺体処理に必要な資機材の調達に関する事</li> <li>・ 遺体収容所の確保及び機能の保全に関する事</li> <li>・ 戸籍書類の整理に関する事</li> <li>・ 死亡届の受理及び埋火葬許可証の発行に関する事</li> <li>・ 火葬場との連絡調整に関する事</li> <li>・ その他、遺体措置に関する事務的事項全般に関する事</li> </ul>

(3) 現地遺体措置担当

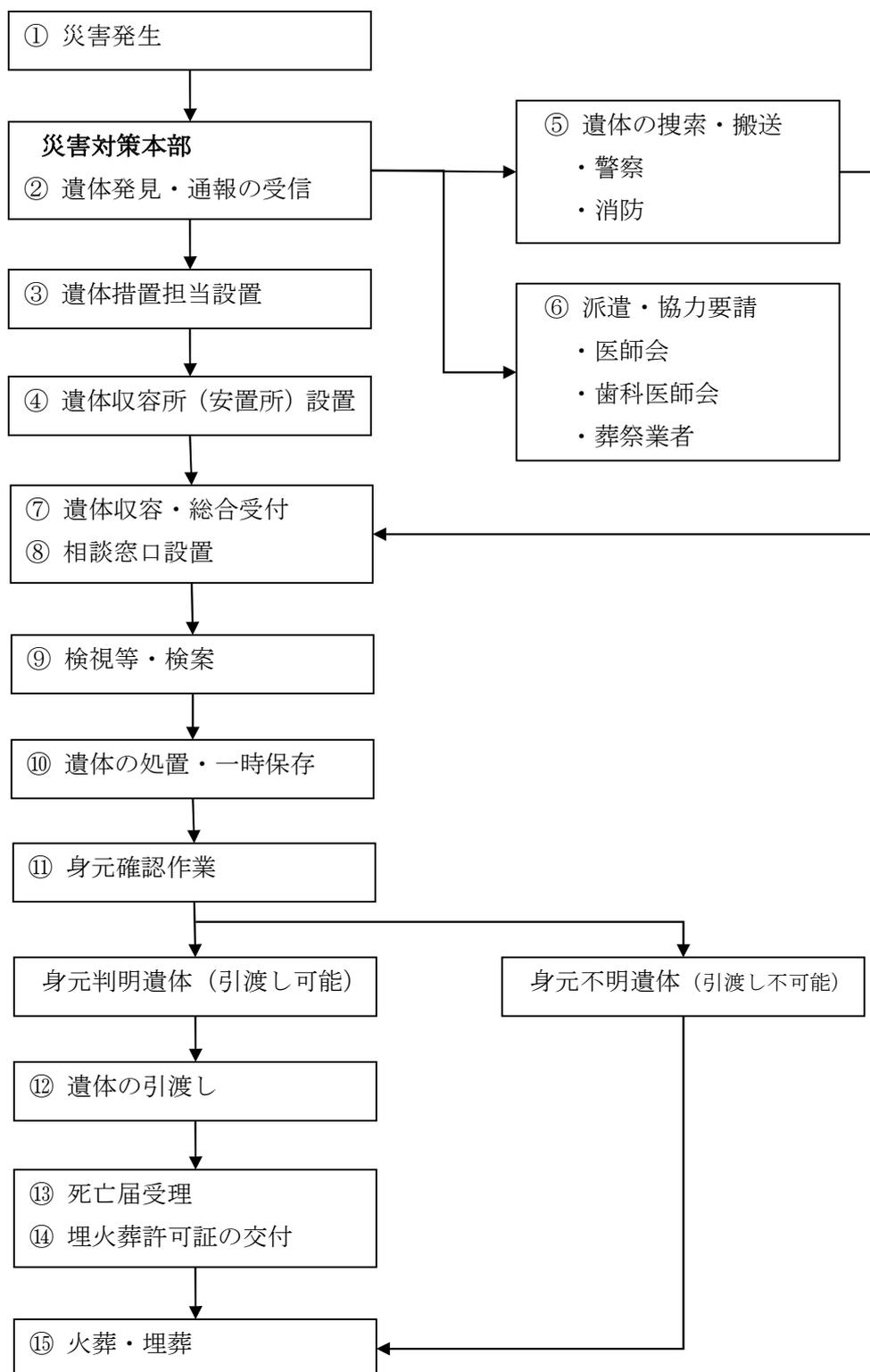
所属・職名	事務分掌
民生部 防疫医療班	・ 現地遺体措置の総括に関する事
班 員 (市民係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺体・遺品の受付に関する事</li> <li>・ 遺品の管理・引渡しに関する事</li> <li>・ 本部遺体措置担当との連絡調整に関する事</li> <li>・ 遺体の引渡しに関する事</li> <li>・ 遺族などからの相談、安否確認対応に関する事</li> <li>・ その他、遺体取扱などに関する相談対応に関する事</li> <li>・ 検視・検案の補助に関する事</li> <li>・ 遺体の洗浄・縫合・消毒に関する事</li> <li>・ 遺体の一時保存に関する事</li> <li>・ 身元不明遺体の確認作業に関する事</li> <li>・ 身元特定作業に関する関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>・ 遺体・遺品の引渡しに関する事</li> <li>・ 遺体の搬送に関する事</li> </ul>

(4) 関係機関等連絡先

団体名	所属名	所在地	電話番号
下田市	防災安全課	下田市東本郷 1-5-18	0558-36-4145
	市民保健課		0558-22-2215
下田警察署	刑事課	下田市東中 7-8	0558-27-0110
静岡県	賀茂危機管理局	下田市中 531-1	0558-24-2004
	賀茂健康福祉センター		0558-24-2169
一般社団法人 賀茂医師会		下田市西本郷 2-9-5	0558-22-5683 (事務局)
一般社団法人 賀茂歯科医師会		東伊豆町稲取 399-4	0557-95-2327 (事務局)
下田消防本部		下田市 6-1-14	0558-22-1829
(株)たかはし		下田市 2-11-8	0558-22-0198
(株)栄協		下田市高馬 153-9	0558-23-2366
JA 伊豆太陽葬祭		下田市吉佐美 1117-1	0558-23-2000
伊豆典礼(株)		下田市敷根 4-27	0558-22-6866
伊豆斎場組合 伊豆斎場		下田市 6-37-32	0558-22-0538

## 6 遺体措置の流れ

### (1) フロー図



(2) フローの説明

工 程	実 施 事 項
① 災害発生	<input type="checkbox"/> 災害により遺体が多数発生
② 遺体発見・通報の受信	<input type="checkbox"/> 災害現場から遺体発見の通報を受信する
③ 遺体措置担当設置	<input type="checkbox"/> 災害対策本部に民生部防疫医療班（本部遺体措置担当）を設置し、遺体収容所（安置所）の設置を決定する <input type="checkbox"/> 協定締結事業者に協力を依頼する <input type="checkbox"/> 現地遺体措置担当を設置する <input type="checkbox"/> 現地遺体措置担当が遺体収容所（安置所）を設置した後、その旨を県東部方面本部（健康福祉班）、警察、医師会、歯科医師会等の関係機関に報告する <input type="checkbox"/> 関係機関、住民に対し、遺体収容所（安置所）を設置したことを広報する <input type="checkbox"/> 遺体収容所（安置所）の運営、遺体処理のための必要機材を確保する
④ 遺体収容所（安置所）設置	<input type="checkbox"/> 遺体収容所（安置所）を開場し、施設の被災状況を確認（建物自体、電気、水道、トイレ、通信手段）後、遺体収容所（安置所）を開設し民生部防疫医療班へ報告する <input type="checkbox"/> 被災などにより、施設使用が不可能な場合は、必要に応じて代替施設を災害対策本部に要請する <input type="checkbox"/> 必要箇所に施錠し、部外者の侵入防止措置に講ずる <input type="checkbox"/> 遺体措置に必要な資機材・不足する資機材を確認し、民生部防疫医療班に報告する <input type="checkbox"/> 床面の保護のためシートを敷く <input type="checkbox"/> 遺体収容所（安置所）の見やすい場所に、掲示板を設置する <input type="checkbox"/> 祭壇を設置する
⑤ 遺体の搜索・搬送	<input type="checkbox"/> 遺体の搜索は、警察、消防、自衛隊及び海上保安庁の協力のもとに実施する <input type="checkbox"/> 遺体を搬送する要員及び車両を確保し、災害現場に派遣する <input type="checkbox"/> 現地では、警察官の許可を得て遺体収容所（安置所）に丁寧に搬送する <input type="checkbox"/> 応援要員なども含め、分担して遺体の搬送に努める <input type="checkbox"/> 自治会・消防・警察・自衛隊・ボランティアなどと協力して搬送・収容を行う

<p>⑥ 派遣・協力要請</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 医師会へ、遺体収容所（安置所）へ医師の派遣と検案の実施を依頼する</li> <li><input type="checkbox"/> 歯科医師会へ、遺体収容所（安置所）へ歯科医の派遣と身元確認作業の実施を依頼する</li> <li><input type="checkbox"/> 医師、歯科医師が不足する場合は、災害対策本部を通じて県東部方面本部（健康福祉班）に要請する</li> <li><input type="checkbox"/> 遺体の措置について、葬祭業者等へ協力を要請する</li> <li><input type="checkbox"/> 不足する資機材については、協定締結事業者等に要請し調達する</li> <li><input type="checkbox"/> 協定事業者等で確保できない資機材については、災害対策本部を通じて県東部方面本部（健康福祉班）に要請する</li> </ul>
<p>⑦ 遺体収容・総合受付</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 遺体収容所（安置所）内に受付及び職員待機スペースを設置する</li> <li><input type="checkbox"/> 災害現場から遺体が搬送されたら、遺体安置状況票（様式1）を作成する</li> <li><input type="checkbox"/> 遺体の収容に当たっては、自治会、警察等と協力して行う</li> <li><input type="checkbox"/> 遺体搬送要員から、遺体発見場所・遺体の氏名・住所等の必要事項を聴取し、遺体個票兼遺体収容票（様式2）を作成する</li> <li><input type="checkbox"/> 遺品などについて「物品預かり票」を作成し、管理を徹底する</li> </ul>
<p>⑧（相談窓口設置）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 遺族等対応のための相談窓口を設置する</li> <li><input type="checkbox"/> 遺体安置、死亡届、埋火葬許可申請、火葬、遺体搬送などの各種相談に応じる</li> <li><input type="checkbox"/> 相談業務は、遺族等の感情を配慮し対応する</li> <li><input type="checkbox"/> 遺族に対し、検視等及び検案の必要性、埋火葬の手続きを説明する</li> <li><input type="checkbox"/> 相談を受けた際は、相談内容を記録し、明確かつ確実に対応する</li> <li><input type="checkbox"/> 遺体の身元に関する問い合わせについては、身元確認担当に引き継ぐ</li> </ul>
<p>⑨ 検視等・検案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 検視等に当たる警察と協議し、検視するスペースを確保する</li> <li><input type="checkbox"/> 遺体を検視スペースへ移動させ、警察官が医師の立会い</li> </ul>

	<p>のもと、検視等を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 医師は、検案を実施し、遺族の求めに応じ、死体検案書を作成する</li> <li><input type="checkbox"/> 職員は、検視等及び検案活動が支障なく行えるよう補助する</li> <li><input type="checkbox"/> 検視の状況については、「検視及び身元確認状況メモ」（様式2-2）に記録する</li> <li><input type="checkbox"/> 医師、歯科医師が不足する場合、災害対策本部に追加派遣を要請する</li> </ul>
⑩ 遺体の処置・一時保存	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 遺体処置スペースを確保する</li> <li><input type="checkbox"/> 他の係、葬祭業者等と協力し、棺の組み立てを行う</li> <li><input type="checkbox"/> 検視等・検案が終了した遺体を遺体処置スペースへ移動させる</li> <li><input type="checkbox"/> 遺体は、デジタルカメラ等による記録後、洗浄・縫合・消毒等の処置を警察官、葬祭関係業者等の協力団体とともに実施し、終了後に一時保管場所へ移動させる</li> <li><input type="checkbox"/> ドライアイス等で腐敗処置を施し、納棺（一時保存）する</li> <li><input type="checkbox"/> 「遺体処理台帳」を作成し、氏名・番号を記載した札を棺に添付する</li> <li><input type="checkbox"/> 遺品は写真撮影を行い、適切に保管管理する</li> <li><input type="checkbox"/> 遺体の処置及び一時保存に必要な資機材を確認し、必要に応じて補充するとともに、不足する場合は災害対策本部に調達するよう要請する</li> <li><input type="checkbox"/> 現地遺体措置の記録に必要なパソコン・プリンタ等の機器を準備する</li> <li><input type="checkbox"/> 「遺体措置台帳」を作成する</li> </ul>
⑪ 身元確認作業	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 検視等・検案の結果等から警察と共同して身元を確認する</li> <li><input type="checkbox"/> 身元特定のために自主防災組織等の関係機関と連携して情報収集に努める</li> <li><input type="checkbox"/> 身元不明の遺体については、歯科医師が歯牙判定により身元確認作業を行う</li> <li><input type="checkbox"/> 遺体、口腔内（歯牙）及び所持品を写真撮影し、人相・着衣・特徴などを記録し、所持品を保管する</li> <li><input type="checkbox"/> 身元確認状況については、「検視及び身元確認状況メモ」</li> </ul>

	<p>(様式2-2) に記録する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 遺族等からの身元確認に関する問い合わせに対応する</li> <li><input type="checkbox"/> 処置済みの遺体などの情報を集約し閲覧できるようにする</li> <li><input type="checkbox"/> 身元不明遺体について身体的特徴(写真)などを集約し、閲覧できるようにする</li> </ul>
⑫ 遺体の引渡し	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 身元確認を終え、遺族が判明した場合は、遺族の氏名・続柄・住所・連絡先を確認してから、遺体・所持品を遺族に引き渡す</li> <li><input type="checkbox"/> 遺族に「遺体及び所持金品引取り書」(様式3)へ必要事項の記入を依頼する</li> <li><input type="checkbox"/> 死体検案書を医師から預かっている場合は、遺族等へ引渡す</li> <li><input type="checkbox"/> 遺族等が遺体を引き取れない場合、埋火葬の手続きが終了し、遺体が火葬場に搬送されるまでは、遺体収容所(安置所)に安置するように遺族に伝える</li> <li><input type="checkbox"/> 遺族が遺体を引き取れる状況下においても、火葬場が被災し、火葬まで相当の時間を要する場合は、衛生管理の観点から、引き続き遺体収容所(安置所)に安置するよう伝える</li> </ul>
⑬ 死亡届受理	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 遺族あるいは関係者から死亡届及び死体検案書を受領する</li> </ul>
⑭ 埋火葬許可証の交付	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 死亡届及び死体検案書を受領した後、埋火葬許可証を発行する</li> </ul>
⑮ 火葬・埋葬	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 遺族等による火葬が行われる</li> <li><input type="checkbox"/> 身元不明遺体等で遺族など引き取り者がいない場合は、災害救助法に基づき火葬し、焼骨を仮収蔵などにより保存する</li> <li><input type="checkbox"/> 火葬場と連絡を密にし、被災状況、予約状況を確認し、情報提供する</li> <li><input type="checkbox"/> 火葬を円滑に行うため、火葬場に対し火葬能力の増強など必要な要請を行う</li> <li><input type="checkbox"/> 火葬場が使用不可能な場合及び火葬場の火葬能力だけでは足りない場合は、静岡県広域火葬計画に基づき、県へ広域火葬を要請する</li> <li><input type="checkbox"/> 埋葬台帳を作成する</li> </ul>

## 7 その他留意事項

### (1) 遺体への尊厳について

- ※ 遺体を取り扱う際には、あらゆる局面において「単なる物体」としてではなく、「尊厳の対象である遺体」として常に尊厳の意をもって接すること
- ※ 死者のプライバシーを保護することを考えて対応すること
- ※ 遺体へ触れる際は、無断で触れず、遺族等へ一言声かけをしてから触れること

### (2) 感染予防・衛生管理について

- ※ 伝染性の感染症に罹患しているか判断ができないので、罹患していると想定して遺体を取り扱うこと
- ※ 遺体は素手では絶対に取り扱わないこと
- ※ 使い捨てマスクと使い捨てゴム手袋、浸透性のないエプロンを必ず着用すること。手袋は二重にして使用するか、厚手のものを使用する。予備も携帯すること。また、感染予防のためにメガネ（ゴーグル）も使用することが望ましい。（使用期限に留意し、必要数量を備蓄すること）
- ※ けが等で傷口等の損傷がある場合は、細心の注意を払うこと
- ※ 遺体取扱後は手洗い・うがいを徹底し、感染防止に努めること
- ※ 遺体の処置で使用した医療用具等は専用の容器を用いて保管・廃棄すること

### (3) 遺体の搬送について

- ※ 遺体搬送は、液体漏れ・周期漏れ防止のため、原則として納体袋を使用すること
- ※ 遺体の移動は、必ず2～4人以上の人の手で行うこと
- ※ 腐敗が著しい遺体は、身体の下にバスタオルや吸水シートを敷き込み、そのまま移動すること

### (4) 遺体収容所（安置所）の運営について

- ※ 身体を収容・安置するに当たっては、遺族の通路などとして適当な間隔を確保する必要がある
- ※ 身元が確定できた遺体は、別に安置するスペースを確保することが望ましい
- ※ 祭壇を設置するスペースがあれば設置することが望ましい
- ※ 遺体収容所（安置所）には、遺体安置に必要な資機材の保管場所、遺族の待機場所、職員及び関係者の待機場所を確保することが望ましい
- ※ 検視・検案は、警察・医師会・歯科医師会と協議し実施すること。また、パーテーションを活用するなどし、部外者を立ち入らせず、またその状況を視認させないように配慮する

(5) 遺体の保存、安置、納棺について

- ※ 死後処置は、鼻→口→耳→肛門（綿づめ後、紙おむつをあてる）→膣の順に綿を詰めること
- ※ ドライアイスは新聞紙・タオルなどに包み、直接手で触れぬよう軍手等を用いて使用すること
- ※ 遺体の腐敗防止としてドライアイスを使用する際、納体袋で保管する場合は袋の上から装着すること
- ※ 死後処置やドライアイスの装着は、遺族の目に触れない場所で行うこと
- ※ 遺体を納棺する際は、直接遺体の四肢を掴んだり、抱き上げたりすることは避けること
- ※ 腐敗を促進させない管理（温度・湿度を高くしない、ドライアイスの適量使用、早めの納棺）を心掛けること
- ※ 納棺処置は、①納体袋のまま棺に入れる ②顔の両側、胸、腹部の上にドライアイスを置く ③掛け布団や毛布などでドライアイスを覆う ④棺の蓋を閉める の順で行うこと
- ※ 遺体の洗浄は、遺族の感情を配慮し、遺族の目に触れない場所が望ましい

(6) 遺族への対応について

- ※ 火葬前の遺体は遺族・親族等の関係者にとって特別のものであることを理解し、死亡したとはいっても必ずしもそのことを本心から納得したとは言えない状態であることに注意し、言動については細心の注意を持って対応すること
- ※ 遺族は悲嘆の状況下であり、人それぞれで悲嘆反応が様々なので、遺族の心情に寄り添う気持ちを持って対応すること
- ※ 病的な悲嘆反応を示す場合には、必要に応じてケースワーカー等の専門家に対応を依頼すること
- ※ 遺族へ説明する際は、「簡潔に」「短い文章で」「ゆっくり」と話し、わかりやすい説明を心掛けること
- ※ 火葬の際は、「埋火葬許可証」を必ず持参するよう遺族等へ注意喚起すること
- ※ 外国人の遺体は身元確認や遺体等の引渡し、宗教や習慣の違い等に配慮し適切に対応すること

(7) 死者数の公表について

- ※ 遺体（死亡者）数、死亡者の氏名、身元不明遺体数などは、安易に公表せず、警察、消防及び県など関係機関と協議調整のうえ公表すること

(8) 遺体の区分について

(頭部確認遺体)

頭部がある遺体をいう。ただし、発見された頭部の部位が、おおむね頭部全体の2分の1に満たないものを除く。

(体幹部遺体)

頭部、上肢及び下肢を除く、頭部から骨盤部まで構成される筋肉、骨格及び臓器がある遺体をいう。ただし、発見された体幹部の部分がおおむね体幹部全体の2分の1に満たないものを除く。

(その他の部分遺体)

頭部確認遺体及び体幹部遺体に該当しないすべての遺体をいう。

## 8 遺体措置に必要な資機材

(1) 全般的に必要なもの

- ①使い捨てゴム手袋 ②プラスチックエプロン (防水性着衣) ③使い捨てマスク
- ④メガネ (ゴーグル) ⑤液体石鹼・消毒剤 (次亜塩素酸ナトリウム液0.5%)
- ⑥長靴 ⑦ビニールシート ⑧照明用発電機 ⑨投光機 ⑩テント

(2) 遺体の搬送・受け入れに関するもの

- ①担架・ストレッチャー ②使い捨てシート (遺体を覆うもの) ③ガーゼ
- ④歯ブラシ ⑤ティッシュペーパー (顔を覆うため) ⑥カメラ ⑦パソコン
- ⑧プリンター

(3) 遺体の処置・一時保管に関するもの

- ①廃棄物処理用のプラスチック袋 (感染性廃棄物用) ②吸水シート
- ③バスタオル・タオル・紙おむつ ④納体袋 ⑤金槌・釘 ⑥ドライアイス
- ⑦ガーゼ・脱脂綿・青梅綿 ⑧棺 ⑨殺虫剤 ⑩線香又は着香料 (虫除け)
- ⑪新聞紙 (ドライアイス包み用) ⑫番号札 ⑬毛布 ⑭包帯 ⑮縫合針・縫合糸
- ⑯軍手 ⑰パーテーション

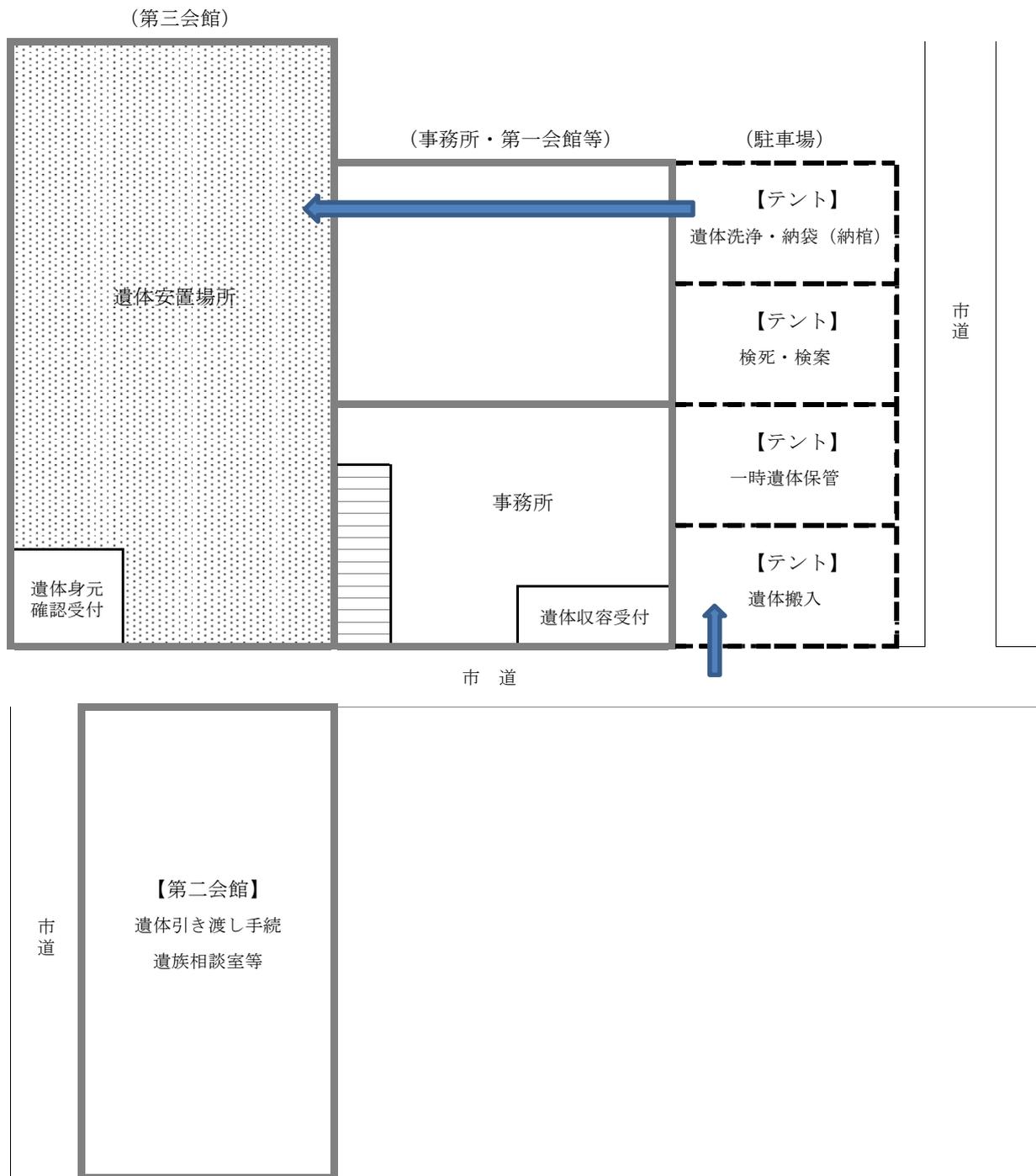
※ ドライアイスは一体につき10kg程度を必要とする。10kgで約24時間保冷可能

(4) 簡易祭壇に関するもの

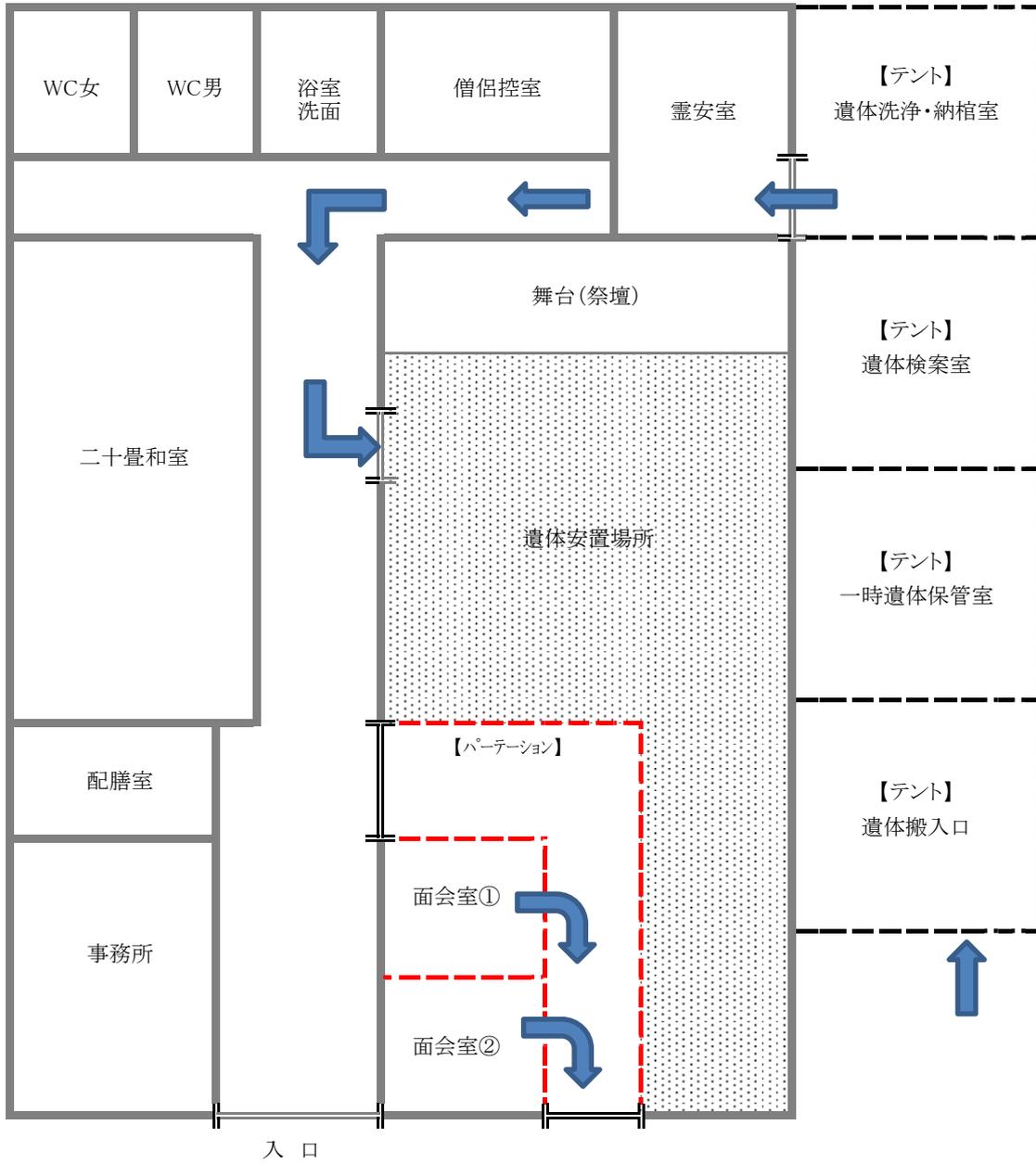
- ①机 ②バケツ ③マッチ・ライター ④ろうそく ⑤線香 (焼香用) ⑥器 (焼香用)
- ⑦砂 (焼香用) ⑧白地の布

※ 位牌 (三段)、棺用ふとん (まくら付き)、仏衣、数珠、三具足、経机等については、無宗教的対応を原則とすることから基本的には不要と思われる。

9 遺体収容所（安置所）のレイアウト



株栄協（博愛葬儀社第二・三会館）レイアウト図



\*敷地内駐車場32台以上駐車可能

(株)たかはし(セレモニーホール鶴寿)レイアウト図



遺体No.	
-------	--

## 遺体個票兼遺体収容票

収用日時                      年            月            日            午前・午後            時            分

氏名	身元不明				
性別	男・女・不明	年齢	才	血液型	
住所					
死亡理由					
遺体発見日時 及び場所	年    月    日 (    )    午前・午後    時    分頃 (発見時の状況等)				
遺体の特徴及 び遺留品等の 状況	頭部確認遺体・体幹部遺体・その他の部分遺体 <b>【 頭部(全体の2分の1未満) 首 右腕 左腕 胸 腹 陰部 右足 左足 】</b> 身体特徴 所持品等				
発見者	(連絡先)		(関係)		
身元引 受人	住所	電話 (                      )			
	氏名	死亡者との関係 (                      )			
遺体搬 送者	住所 (所属)	連絡先			
	氏名	死亡者との関係 (                      )			

確認欄

搬送者	安置所受付	検視等・検案	遺体処置	遺品の確認	遺体引渡

検視等及び身元確認状況メモ

検 視 等 状 況	
身 元 確 認 状 況	

遺体No.	
-------	--

遺体及び所持金品引取り書

氏名			
生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	性別	男・女・不明
住所			
死亡理由			
遺体の特徴 及び 遺留品等の状況	頭部確認遺体 ・ 体幹部遺体 ・ その他の部分遺体 【頭部（全体の2分の1未満）首 右腕 左腕 胸 腹 陰部 右足 左足】 身体特徴		
所持品等	品名	数量	備考
	所持金		

上記のとおり、遺体及び所持金品を受け取りました。

年 月 日

下田市災害対策本部長 様

(引取者) 住所  
氏名  
電話

続柄 ( )

遺体措置班記入欄
----------